

使用料、手数料等の適正化見直しに係る改定料金の概要 【資料1】

施設 No.	場所 No.	施設名	貸出スペース名	現行料金	改定料金	備考
1	1	名張市民センター	集会室	500	600	9～18時の1時間あたり料金 18～22時(現行)1.2倍 休日 1.5倍、平日の営利目的 3倍 休日の営利目的 4.5倍、169.00㎡
2	2	蔵持市民センター	研修室	500	600	同上、183.00㎡
3	3	薦原市民センター	多目的ホールBC	400	500	同上、108.00㎡
〃	4	薦原市民センター	多目的ホール全面	500	600	同上、184.00㎡
4	5	比奈知市民センター	研修室(全室)	400	500	同上、104.00㎡
5	6	錦生市民センター	研修室(全室)	400	500	同上、102.00㎡
6	7	赤目市民センター	大・小会議室	400	500	同上、126.00㎡
〃	8	赤目市民センター	多目的ルーム	400	500	同上、117.00㎡
7	9	桔梗が丘市民センター	大会議室	400	500	同上、127.00㎡
8	10	桔梗が丘南市民センター	大会議室	400	500	同上、114.00㎡
9	11	つつじが丘市民センター	大会議室	400	500	同上、114.00㎡
〃	12	つつじが丘市民センター	大、中会議室	500	600	同上、187.00㎡
10	13	梅が丘市民センター	多目的ホール	500	600	同上、169.00㎡
11	14	百合が丘市民センター	多目的ホール	500	600	同上、163.00㎡
12	15	市民情報交流センター	会議室1	400	600	9～19時の1時間あたり料金 19～22時 480円/時間→720円/時間
〃	16	市民情報交流センター	会議室2	400	500	9～19時の1時間あたり料金 19～22時 480円/時間→600円/時間
13	17	比奈知児童館(市長が必要と認めるとき)	和室(集会室大小)	200	300	18～22時 240円/時間→360円/時間
〃	18	比奈知児童館(市長が必要と認めるとき)	遊戯室(大)	200	300	18～22時 240円/時間→360円/時間
※		比奈知児童館共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料に含める。
14	19	一ノ井児童館(市長が必要と認めるとき)	和室	新規	200	18～22時(新規)240円/時間
※		一ノ井児童館共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料に含める。
15	20	一ノ井老人福祉センター(目的外利用)	集会室	無料	200	18～22時 無料→240円/時間
16	21	比奈知文化センター(市長が必要と認めるとき)	相談室	新規	100	18～22時(新規)120円/時間
〃	22	比奈知文化センター(市長が必要と認めるとき)	交流室	新規	100	18～22時(新規)120円/時間
〃	23	比奈知文化センター(市長が必要と認めるとき)	料理教室	新規	300	18～22時(新規)360円/時間
※		比奈知文化センター共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料に含める。
17	24	一ノ井市民センター(市長が必要と認めるとき)	集会室	300	450	18～22時 360円/時間→540円/時間
〃	25	一ノ井市民センター(市長が必要と認めるとき)	料理教室	200	300	18～22時 240円/時間→360円/時間
〃	26	一ノ井市民センター(市長が必要と認めるとき)	教養室	新規	400	18～22時(新規)480円/時間
※		一ノ井市民センター共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料に含める。
18	27	斎場	小動物(合同) 10kg未満	1,500	2,250	1匹あたりの料金 市外 7,500円→11,250円

※ 本資料に掲載している内容は、使用料の適正化見直しに係る改定料金の概要です。
詳しくは、各施設の所管室(6ページ)へお問い合わせください。

使用料、手数料等の適正化見直しに係る改定料金の概要 【資料1】

施設 No.	場所 No.	施設名	貸出スペース名	現行料金	改定料金	備考
〃	28	斎場	小動物（合同） 10kg以上30kg未満	3,000	4,500	1匹あたりの料金 市外 15,000円→22,500円
〃	29	斎場	小動物（合同） 30kg以上	5,000	7,500	1匹あたりの料金 市外 25,000円→37,500円
〃	30	斎場	小動物（個別） 10kg未満	3,000	4,500	1匹あたりの料金 市外 15,000円→22,500円
〃	31	斎場	小動物（個別） 10kg以上30kg未満	6,000	9,000	1匹あたりの料金 市外 30,000円→45,000円
〃	32	斎場	小動物（個別） 30kg以上	10,000	15,000	1匹あたりの料金 市外 50,000円→75,000円
19	33	リバーナホール		2,000	3,000	3時間を超えて1時間ごと 600円→900円
20	34	一ノ井教育集会所(市長が必要 と認めるとき)	学習室1	100	150	18～22時 120円/時間→180円/時間
〃	35	一ノ井教育集会所(市長が必要 と認めるとき)	学習室2	100	150	18～22時 120円/時間→180円/時間
※		一ノ井教育集会所共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料 に含める。
※		比奈知教育集会所共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料 に含める。
21	36	百々教育集会所（市長が必要 と認めるとき）	会議室	300	450	18～22時 360円/時間→540円/時間
※		百々教育集会所共通				電灯料・冷暖房料等は、基本使用料 に含める。
22	37	市民野球場		1,000	1,200	現行：(団体)3時間につき 入場料徴収の場合：(500円未 満)50,000円→60,000円、(500～ 1,000円未満)70,000円→84,000円、 (1,000円以上)100,000円→120,000 円
23	38	市民陸上競技場		1,000	1,500	(団体)3時間につき 入場料なし：(スポーツ)1,000円/3時 間→1,500円/3時間、(スポーツ以 外)2,000円/3時間→3,000円/時間 入場料あり：(スポーツ)20,000円/3 時間→30,000円、(スポーツ以 外)100,000円/3時間→150,000円/時 間 (個人)50円/3時間→改定なし
24	39	総合体育館	競技場(入場料なし、 スポーツ、アマチュ アスポーツ、学校等)	1,500	1,750	9～12時の料金 (現行)13～17時 2,000円、18～21時 2,000円、9～17時 4,000円、13～21 時 4,500円、9～21時 6,500円 → No.40 (入場料なし、スポーツ、アマ チュアスポーツ、一般)に準じて改 定
〃	40	総合体育館	競技場(入場料なし、 スポーツ、アマチュ アスポーツ、一般)	3,000	3,500	9～12時の料金 (現行)13～17時 4,000円、18～21時 3,500円、9～17時 8,000円、13～21 時 8,500円、9～21時 12,500円 → 9～12時に準じて改定

※ 本資料に掲載している内容は、使用料の適正化
見直しに係る改定料金の概要です。
詳しくは、各施設の所管室（6ページ）へお問
い合わせください。

使用料、手数料等の適正化見直しに係る改定料金の概要 【資料1】

施設 No.	場所 No.	施設名	貸出スペース名	現行料金	改定料金	備考
〃	41	総合体育館	競技場(入場料なし、 スポーツ、アマチュ アスポーツ以外)	12,000	14,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 16,000円、18～21 時 12,500円、9～17時 32,000円、 13～21時 32,500円、9～21時 48,500円 → No.40 (入場料なし、ス ポーツ、アマチュアスポーツ、一 般)に準じて改定
〃	42	総合体育館	競技場(入場料なし、 スポーツ以外、学校 等)	3,000	3,500	9～12時の料金 (現行)13～17時 4,000円、18～21時 3,500円、9～17時 8,000円、13～21 時 8,500円、9～21時 12,500円 → No.40 (入場料なし、スポーツ、アマ チュアスポーツ、一般)に準じて改 定
〃	43	総合体育館	競技場(入場料なし、 スポーツ以外、一般)	6,000	7,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 8,000円、18～21時 6,500円、9～17時 16,000円、13～ 21時 16,500円、9～21時 24,500円 → No.40 (入場料なし、スポーツ、 アマチュアスポーツ、一般)に準じ て改定
〃	44	総合体育館	競技場(入場料あり、 スポーツ、アマチュ アスポーツ、学校等)	6,000	7,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 8,000円、18～21時 6,500円、9～17時 16,000円、13～ 21時 16,500円、9～21時 24,500円 → No.40 (入場料なし、スポーツ、 アマチュアスポーツ、一般)に準じ て改定
〃	45	総合体育館	競技場(入場料あり、 スポーツ、アマチュ アスポーツ、一般)	12,000	14,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 16,000円、18～21 時 12,500円、9～17時 32,000円、 13～21時 32,500円、9～21時 48,500円 → No.40 (入場料なし、ス ポーツ、アマチュアスポーツ、一 般)に準じて改定
〃	46	総合体育館	競技場(入場料あり、 スポーツ以外、学校 等)	9,000	10,500	9～12時の料金 (現行)13～17時 12,000円、18～21 時 9,500円、9～17時 24,000円、13 ～21時 24,500円、9～21時 36,500 円 → No.40 (入場料なし、スポー ツ、アマチュアスポーツ、一般)に 準じて改定
〃	47	総合体育館	競技場(入場料あり、 スポーツ以外、一般)	18,000	21,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 24,000円、18～21 時 18,500円、9～17時 48,000円、 13～21時 48,500円、9～21時 72,500円 → No.40 (入場料なし、ス ポーツ、アマチュアスポーツ、一 般)に準じて改定

※ 本資料に掲載している内容は、使用料の適正化
見直しに係る改定料金の概要です。
詳しくは、各施設の所管室（6ページ）へお問
い合わせください。

使用料、手数料等の適正化見直しに係る改定料金の概要 【資料1】

施設 No.	場所 No.	施設名	貸出スペース名	現行料金	改定料金	備考
〃	48	総合体育館	競技場(入場料あり、 興業目的)	90,000	105,000	9～12時の料金 (現行)13～17時 120,000円、18～21 時 92,500円、9～17時 240,000円、 13～21時 242,500円、9～21時 362,500円 → No.40 (入場料なし、 スポーツ、アマチュアスポーツ、一 般)に準じて改定
〃	49	総合体育館	競技場(一般公開日の 個人使用)	100	120	(高校生以上 一般)9～12時の料金 (高校生以上 一般/現行)13～17時 100円、18～21時 100円 → No.40 (入場料なし、スポーツ、アマチュ アスポーツ、一般)に準じて改定 (中学生以下 一般/現行)9～12時 50円、13～17時 50円、18～21時 50 円 → 改定なし
〃	50	総合体育館	卓球室	100	150	1人につき、9～12時の料金 13～17時 100円→150円、18～21時 100円→150円
〃	51	総合体育館	トレーニング室(中 学生以下)	100	150	(個人)9～12時の料金 (会員)9～12時 1,000円/月、13～17 時 1,000円/月、18～21時 1,000円/ 月 → 改定なし (個人)13～17時 100円/回、18～21 時 100円/回 → 高校生以上一般に 準じて改定
〃	52	総合体育館	トレーニング室(高 校生以上 一般)	200	300	(個人)9～12時の料金 (会員)9～12時 2,000円/月、13～17 時 2,500円/月、18～21時 3,000円/ 月 → 改定なし (個人)13～17時 250円/回、18～21 時 300円/回 → (個人)9～12時の料 金に準じて改定

※ 本資料に掲載している内容は、使用料の適正化見直しに係る改定料金の概要です。
詳しくは、各施設の所管室(6ページ)へお問い合わせください。

使用料、手数料等の適正化見直しに係る改定料金の概要

【資料1】

根拠条例	手数料等の種類又は名称	現行料金 ⇒	改定 料金
名張市市税条例	市税の督促	1通につき 50円⇒	100円
名張市国民健康保険税条例	保険税の督促	1通につき 50円⇒	100円
名張市市税条例	鑑札弁納金（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金／非手数料）	1件につき 100円⇒	300円
名張市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例	市税外収入金の督促（公共下水道事業受益者負担金、住宅地汚水処理施設分担金 督促手数料ほか）	1通につき 50円⇒	100円
名張市応急診療所の設置及び管理に関する条例	証明書（簡易）	1件につき 200円⇒	300円
	証明書（前号以外のもの）	1件につき	1,000円
名張市後期高齢者医療に関する条例	保険料の督促	1通につき 50円⇒	100円
名張市介護保険条例	保険料の督促	1通につき 50円⇒	100円

※ 本資料に掲載している内容は
手数料等の適正化見直しに係
る改定料金の概要です。
詳しくは、各手数料等の所管
室（6ページ）へお問い合わせ
ください。

各所管室の連絡先等

No.	施設名	所管室	所在地	電話番号 F A X 番号	E-mail
1	各市民センター	地域経営室	名張市鴻之台 1番町1番地 (名張市役所4階)	0595-63-7484 0595-63-4677	chiikikeiei@city.nabari.mie.jp
2	市民情報交流センター				
3	比奈知児童館 一ノ井児童館	人権・男女共同 参画推進室	〃 (名張市役所4階)	0595-63-7523 0595-63-4677	kyodo@city.nabari.mie.jp
4	一ノ井老人福祉センター				
5	比奈知文化センター 一ノ井市民センター				
6	斎場	環境対策室	〃 (名張市役所4階)	0595-63-7492 0595-63-4677	kankyo@city.nabari.mie.jp
7	リバーナホール	商工経済室	〃 (名張市役所4階)	0595-63-7824 0595-64-0644	syoukou@city.nabari.mie.jp
8	比奈知・一ノ井・百々の各教育集会所	人権・男女共同 参画推進室	〃 (名張市役所4階)	0595-63-7523 0595-63-4677	kyodo@city.nabari.mie.jp
9	市民野球場	市民スポーツ室	〃 (名張市役所3階)	0595-63-7100 0595-63-9848	shiminsports@city.nabari.mie.jp
10	市民陸上競技場				
11	総合体育館				

No.	手数料等の種類 又は名称	所管室	所在地	電話番号 F A X 番号	E-mail
1	市税・国民健康保険税 の督促手数料	収納室	名張市鴻之台 1番町1番地 (名張市役所1階)	0595-63-7439 0595-64-6898	syunou@city.nabari.mie.jp
2	原動機付自転車及び小 型特殊自動車の標識の 弁償金	課税室	〃 (名張市役所1階)	0595-63-7429 0595-64-6898	kazei@city.nabari.mie.jp
3	税外収入金の督促手数 料	総務室	〃 (名張市役所2階)	0595-63-7310 0595-64-2560	soumu@city.nabari.mie.jp
4	応急診療所における証 明書の交付に係る手数 料	医療福祉総務室	〃 (名張市役所1階)	0595-63-7579 0595-63-4629	fukusi@city.nabari.mie.jp
5	後期高齢者医療保険料 の督促手数料	保険年金室	〃 (名張市役所1階)	0595-63-7105 0595-64-2114	hokennenkin@city.nabari.mie.jp
6	介護保険料の督促手数 料	介護・高齢支援室	〃 (名張市役所1階)	0595-63-7599 0595-63-4629	kaigo@city.nabari.mie.jp

使用料、手数料の適正化 見直しの基本方針など	行政改革推進室	名張市鴻之台 1番町1番地 (名張市役所2階)	0595-63-7302 0595-61-0815	gyoukaku@city.nabari.mie.jp
---------------------------	---------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------